

訪問介護事業所 ゆりかご 運営規程（介護タクシー事業を含む）

第1条（事業の目的）

有限会社ゆりかご 訪問介護事業所ゆりかご（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員（以下「訪問介護員」という。）が、要介護の状態（次条において「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする

第2条（運営の方針）

事業所の訪問介護員等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業所の訪問介護員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される訪問介護サービスが特定の種類又は特定の訪問介護事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定訪問介護事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問介護事業所 ゆりかご
- （2）所在地 長野県飯山市大字静間 2898 番地

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）職員 サービス提供責任者 2名以上 訪問介護員 8名以上
サービス提供責任者は、ケアマネージャーのケアプランに沿って訪問介護計画書の作成、担当者会議への出席、相談、調整業務一般を行う。
職員は、訪問介護サービスの提供に当たる。
- （3）事務職員 1名（兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月4日夏季8月14日から8月16日までを除く。（必要があれば事業を行う。）国民の祝日は営業とする。
- （2）営業時間 午前8:30分から午後17時30分までとする。ただし必要があれば時間外でも対応する。

第6条（指定訪問介護事業の提供方法、内容）

訪問介護サービスの提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業の内容は次のとおりとする。

- （1）身体介護（排泄介助・体位交換・清拭・食事介助・全身入浴介助）
- （2）生活援助（掃除・洗濯・調理・買い物など） 日常生活の世話

(3) 利用者又はその家族及び指定訪問介護事業者等との連絡と相談及び助言

(4) 通院等乗降介助（介護タクシーサービスの前後に必要となる場合）

3 個別援助計画（訪問介護計画）に基づいて自立支援に努める。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、当事業所とする。

第7条（利用料等）

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、それぞれの負担割合に応じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1 km 当たり 30 円で積算した額を交通費として徴収する。

この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、飯山市の全域とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医やご家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条（その他の運営についての重要事項）

事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり、設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後において引き続き前項に規程する義務を負う。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条（介護タクシー事業の運行管理規程）

介護タクシー（介護付きタクシー）事業を開始するにあたり、別途運行管理規程を制定する。この規程は、自動車運送法第4条、及び43条により作成するものとする。

附則 この規程は平成16年9月1日から施行する。

この規程は平成21年7月1日に改定する。

この規程は平成22年3月1日に改定する。

この規程は令和1年（平成31年）6月1日に改定する。

この規程は令和4年8月1日に改定する。